

～後期高齢者医療制度のお知らせ～

平成 23 年度の保険料のお支払いについて

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆さまにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さまが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますようお願いいたします。

平成 23 年度の保険料額は、7月に個別にお知らせしますので、ご確認ください

◎ 平成 23 年度の保険料の計算方法（保険料率は平成 22 年度と変わりません）

均等割 [1人あたりの額] 44,192円	+	所得割 [本人の所得に応じた額] (平成 22 年中の所得 - 33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◎ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割 44,192 円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の人は該当しません	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の人	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の人	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった人については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◎ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「口座振替」を希望される人は、保健福祉課保険給付係へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】 ～ご本人の保険証、預金通帳とお届け印～

- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。
ただし、次のいずれかに当てはまる人は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆ 年金額が18万円未満の人（介護保険料が年金から引かれていない人）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える人

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。

「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

- ※ 保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

◎ 保険料の減免

- 保険料のお支払いが困難な場合は、保健福祉課保険給付係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な人については、保険料の減免が受けられる場合があります。



◎ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
保健福祉課保険給付係
☎ 011-290-5601
☎ 84-2023